

「令和元年度事務事業評価（平成30年度実施事業）結果概要一覧表」に係る
意見募集（外部評価）において提出された意見の概要と市の考え方

令和元年9月2日（月）から9月30日（月）に「令和元年度事務事業評価（平成30年度実施事業）結果概要一覧表」に係る意見募集（外部評価）を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

- 提出者数 1人
- 意見件数 9件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

「市の考え方の区分」	
○ = 意見の全部又は一部を本評価結果に反映したもの	2件
△ = 意見を本評価結果には反映しないが、今後事業の進め方を検討するもの	3件
□ = 意見を本評価結果に反映しなかったもの	4件

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
番号：27 市民参加推進事業（10頁） 教育振興基本計画（後期分）の意見募集を例に意見を述べるので、改善していただきたい。			
1	①意見募集の告知は「市政だより」のみではなく、今後は全ての意見募集をホームページの「新着情報」に掲載していただきたい。	担当部署：経営企画部シティセールス推進課 みんなで地域づくり係 意見募集の告知は、市政だよりの他、ホームページでも行っています。 また、現在市民参加に関する事項については、市ホームページのトップページ右下段の「市民参加」のサイドメニューから最新情報を閲覧できるようにしておりますが、「新着情報」への掲載も併せて検討してまいります。	△
2	②意見募集が計画されている案件については、市民参加実施予定に記載していただきたい。	担当部署：経営企画部シティセールス推進課 みんなで地域づくり係 教育振興基本計画（後期分）については、策定期間が2カ年度にわたっているため、平成29年度の実施予定一覧に2カ年度分の予定を掲載しています。 また、掲載している情報は予定に留まるものですので、実際の実施予定時期に関しては変更になる場合があります。	□

No.	意見の概要	市の考え方	区分
3	③関係する審議会などの議事録は、全て発行してから意見募集することを検討いただきたい。	<p>担当部署：経営企画部シティセールス推進課 みんなで地域づくり係</p> <p>意見提出手続は、意見募集の際に示された案に対して意見を募集しております。意見提出手続が市民参加手続の最終段階において行われることから、審議会等の結果の公表は、意見募集開始前までに行っていますが、その公表に議事録は含まれておりません。 なお、審議会等の議事録については、速やかに作成することとなっておりますが、事務の手続上、意見募集のタイミングに公開されていない場合があります。</p>	□
4	④審議会等の配布資料について、可能な限りホームページへの掲載を検討いただきたい。	<p>担当部署：総務部総務課 情報公開室</p> <p>会議資料のホームページへの掲載につきましては、今後、近隣自治体などの状況も参考にしながら課題を整理し、幅広く情報提供できる掲載方法の研究に努めてまいります。</p>	△
5	⑤意見收受課から回答担当課に、意見提案者の意図が正しく伝わるように改善をお願いしたい。	<p>担当部署：経営企画部シティセールス推進課 みんなで地域づくり係</p> <p>意見提出手続における意見に対する市の考え方等の作成は、意見收受課の裁量に委ねていますが、意見を頂いた際にその内容が正しく回答課に伝わるよう、引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。</p>	□
6	⑥上記の①～⑤の意見と実態を、市民参加推進評価委員会等に報告して、より市民参加を推進する材料のひとつとしていただきたい。	<p>担当部署：経営企画部シティセールス推進課 みんなで地域づくり係</p> <p>市民参加推進評価委員会に報告するとともに、ご意見を基に当制度がご利用しやすいものになるよう、一層の改善に努めてまいります。</p>	△
7	<p>番号：161 こどもルーム運営事業（55頁）</p> <p>大日小こどもルームについては、不適正な事務執行により本来受けられる補助金が不交付となった。したがって、効率性の財源確保の適正性に欠けるため、評価はCとすべきである。</p>	<p>担当部署：健康こども部保育課 学童・幼稚園係</p> <p>効率性につきましては、コストを縮減するため事業の一部を委託化し、また国県補助の申請等を行い財源確保に努めたことから、評価を「A」としたところです。 しかしながら、不適正な事務執行により、補助金の内示を取り消されたことから、財源を確保することができませんでした。 このことから、財源確保の適正性については改善の余地があるため「B」と評価いたします。 今後は、このような事態を招かぬよう十分に再発防止に努め適切な対応を図ってまいります。</p>	○

No.	意見の概要	市の考え方	区分
8	<p>番号：221 次期ごみ処理施設整備事業（75頁）</p> <p>本事業は、土壌汚染を検出され、また、本来市の工事に関われない下請け業者が含まれていたこと、さらに計画が遅延していることなど抜本的な改善を要するものである。</p> <p>したがって、事業の評価欄の有効性（成果の生産性、事業内容の適正性）はC、効率性についても手段の最適性に著しく欠けているため、評価はCとすべきである。</p>	<p>担当部署：環境経済部廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室</p> <p>評価につきましては、次期ごみ処理施設の整備に向け、関係自治会等との調整や土壌汚染状況の把握に努めたことから、評価を「A」としたところですが、</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、本事業は、土壌汚染により、事業計画が遅延している状況となっていることから、「B」と評価いたします。</p>	○
9	<p>番号：294 市営住宅施設管理事業（100頁）</p> <p>市営住宅使用料の算定誤りが判明し事務処理への対応に多大なる労力及び予算がかかっている。</p> <p>したがって、事業成果欄の記載は「使用料の算定誤りが判明し長年適正な管理運営ができていなかった」と記載すべきである。さらに有効性はBとすべきであり、具体的な内容欄には「公営住宅法への対応が不適切であった」と記載すべきである。</p> <p>また効率性の評価はCとすべきである。また具体的な内容欄には、誤りに対応することを記載すべきである。</p>	<p>担当部署：都市部建築課 住宅係</p> <p>平成30年度は、施設の適正な管理運営等に心掛け、事業を推進していたことから、評価を「A」としたところですが、</p> <p>なお、市営住宅使用料(家賃)の算定誤りが判明し、事務処理への対応に多大なる労力等を伴っておりますのは令和元年度でありますことから、この評価については、誤りが判明した年度(令和元年度)において行う予定であります。</p>	□